

## 高松市学校等体育施設屋外運動場夜間照明設備調査業務委託 仕様書

### 1 業務名

高松市学校等体育施設屋外運動場夜間照明設備調査業務委託

### 2 適用の範囲

本仕様書は、発注者である高松市（以下、「発注者」という。）が、受注者に委託する「高松市学校等体育施設屋外運動場夜間照明設備調査業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

### 3 履行期間

契約締結日から令和8年11月6日

### 4 対象施設

仕様書別紙1「対象施設一覧表」のとおり

### 5 業務概要及び業務内容

高松市学校等体育施設屋外運動場夜間照明設備（以下、ナイター照明）について、今後のLED投光器への改修を念頭に、改修時に必要となる資料を作成するとともに、既存設備の詳細を整理し、老朽化等により更新が必要となっている箇所を把握するために点検、調査及び撮影を行い、高松市へ報告するもの。

なお、本業務において高所作業車は用いないものとし、地上から確認できる範囲で業務を行うこととする。

#### (1) 点検、調査項目

ア ナイター照明の点灯状況及び投光器台数の確認

イ ナイター照明の回路等の調査

- ・各分電盤内に設置されている漏電遮断器、電磁接触器、タイムスイッチ等の設置器具の容量等、仕様の調査

なお、高所作業車を用いずに業務ができる範囲で、ナイター照明に係るその他の設備が設置されている場合には、当該設備も含むこととする（放送用スピーカー等、ナイター照明に関係しない設備は除く）

- ・目視による配線状況の確認（分電盤内含む）
- ・電圧値、絶縁測定値、電流値の測定及び不良の有無（機器及び配線含む）

・既設投光器の型番または灯種及びW数の調査（回路ごとの電流値から想定されるW数とする）

ウ ナイター照明に係る各分電盤等の調査

- ・錆、腐食の調査
- ・開閉動作の劣化状況の調査
- ・蝶番の劣化状況の調査
- ・配線保護管の劣化状況の調査
- ・その他異常等の調査

エ ナイター照明に付随する殺虫器の調査

- ・殺虫器の設置位置及び台数の調査
- オ ナイター照明に係る照明柱の高さ及び劣化状況の調査
  - ・照明柱高さの調査
  - ・柱種標による柱の製造年確認
  - ・ひび割れ、剥離、膨張、合わせ目の調査
  - ・表面風化状況・錆び（接合部）の調査
  - ・足場ボルト受口周囲のひび割れ、浮き、錆びの浸食の調査
  - ・地際部（地面より2.0m範囲）の異常、破損等の調査
  - ・傾き、反り、曲がり、その他異常の調査
- カ ナイター照明に係る照明架台の劣化状況の目視による調査
  - ・表面風化状況及び錆びの浸食状況の調査
  - ・溶接部の亀裂、ひび割れの調査
  - ・傾き、曲がり、その他異常等の調査
- キ 調査に係る写真の撮影
  - ・アからカの各項目の点検、調査を行う対象物及び実施した業務の内容が分かる写真
  - ・照明柱の配置が分かる資料として異なる2方向の角度から撮影した各施設の全景写真
  - ・各ナイター照明（灯具及び柱）の全景が分かる資料として異なる2方向の角度から撮影した各ナイター照明の全景写真
  - ・各分電盤の内観及び外観の全景が分かる写真
  - ・その他、報告資料として必要な写真

(2) 報告資料作成及び提出

- ア 点検、調査及び撮影を行った各項目について、任意の様式又は仕様書別紙2「報告書例」により、報告資料を作成すること。
- イ 点検、調査を行った対象施設については、仕様書別紙3「配置図例」及び別紙4「単線結線図例」により、受託者において、回路、灯具数、電流値から想定されるW数等、既設器具の仕様を簡潔に整理した、簡易な配置図と単線結線図をCAD図面で施設ごとに作成すること。  
 なお、単線結線図においてはナイター照明に係る分電盤以降を作成することとする。
- ウ 作成した各資料については、紙データ及び電子データの両方で各一部ずつを高松市に提出するものとする。

(3) 現地での点検、調査作業

- ア 現地での作業を行うにあたり、各施設との日程調整は受託者において行うこと。なお、各施設の連絡先については、契約締結後に本市担当者より通達する。
- イ 作業に係る車両の通行範囲及び駐車位置等の安全管理については、施設側と十分に協議を行い、安全確保に必要な措置については、受託者の負担において行うものとする。特に施設内での運転は、最徐行運転を行い、施設関係者の安全の確保に努める他、夏季における作業時には、休憩時間の確保や水分補給等、暑さ対策にも十分配慮すること
- ウ 作業は原則、平日の8時から17時において実施することとする。
- エ 平日17時以降または休日に、やむを得ず作業を実施する場合や作業に伴い、ナイター照明が使用できなくなる場合には事前に施設側及

び本市担当者へ連絡し、調整を行うこと。

オ 各施設において、ナイター照明に関係する図面等が保管されている可能性があることから、調査に伴って各施設へ訪問した際に、図面の有無を確認すること。

なお、ナイター照明に関係する図面が確認できた場合は、必要に応じて本業務の参考資料として用いるものとする。

## 6 実施資格

本業務の実施に係る業務責任者及び調査者は、電気工事士法に規定する第一種電気工事士または第二種電気工事士の資格を有する者とする。

なお、業務責任者と調査者は兼任して構わない。

## 7 提出書類

### (1) 契約締結時の提出書類

- ・ 契約書
- ・ 着手届
- ・ 業務工程表
- ・ 調査者の資格証明書

### (2) 完了後の提出書類

- ・ 成果品（第5項第2号に示す報告資料）
- ・ 成果品納品書
- ・ 完了届
- ・ 請求書

### (3) その他委託者が必要とする書類

## 8 報告の義務

本業務実施期間中において、受注者は業務の進捗状況を随時報告するものとし、必要に応じて発注者が指示する資料を提出するものとする。

## 9 完了

受注者は本業務の完了後、完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し検収を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検収の合格をもって完了とする。

## 10 瑕疵等

本業務完了後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、速やかに訂正・補足等をするものとし、これに要する経費は、全て受注者の負担とする。

## 11 成果品の帰属

本業務における成果品については全て発注者に帰属するものであり、発注者の承認を受けずに複製したり、他に公表及び貸与したりしてはならない。

## 12 秘密の保持

受注者は本業務遂行中に知り得た情報について、発注者の許可なしに外に利用してはならない。また、本契約の解除及び期間満了後についても同様とする。

### 13 疑義

本仕様書中の不備や定めのない事項、及びその他業務に係る疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、発注者の指示に従うものとする。

### 14 不当要求行為の排除対策

受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

### 15 適正な労働条件の確保

労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。  
また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払う

こと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。

(5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

(6)(1) から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

## 16 個人情報保護

受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 17 損害賠償

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、発注者に発生原因、経過及び被害の内容を速やかに報告するものとする。また、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者において処理するものとする。

## 18 市の内部公益通報制度

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができる。(同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。)⇒メールアドレス：[naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp](mailto:naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp) 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)  
※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約監理課ホームページに掲載している。